

た地区などにおいて、地区住民や事業者等とともに、個別協議を展開します。

- ・ この協議においては、地区住民や事業者等の理解と協力のもと、それぞれの地区が育み築き上げてきた社会資本や歴史・文化等の地域資源を最大限に活かしながら、地区の良好な景観形成の方向性や、景観法を活用した地区別の景観計画及び地区別の景観条例（景観法委任条例）などの手法について検討することを想定します。

（＊）景観に関する専門家などにより構成される「甲府市景観有識者会議」において、「先導的に景観形成を図るべき地区」としてモデルとなる4地区を抽出し、各地区の景観形成構想を検討します。

### （３）行政による景観形成促進のための取り組み

#### １）良好な景観形成を促進するための仕組みの展開

甲府市は、景観形成基本計画に示した内容を具体化するための仕組みとして、市民や事業者、大学をはじめとする専門家の協力と連携のもと、（仮称）景観形成促進制度として、段階的に、次のような取り組みを行うことを想定しています。

##### ① （仮称）甲府市景観アドバイザー会議の設置

甲府市の景観まちづくりを推進するために、景観まちづくりに関する専門的な知識を有し、甲府市のまちづくりに精通する方々（以下、「（仮称）アドバイザー」といいます。）などにより構成される（仮称）甲府市景観アドバイザー会議（以下、「（仮称）アドバイザー会議」といいます。）を設置要綱等に基づき設置することを想定します。

（仮称）アドバイザー会議は、甲府市における良好な景観まちづくりを具体化するための仕組みや施策などについて、行政や市民などに対して専門的な観点から助言を行う組織としての役割を想定します。

##### ② 地区の景観まちづくり研究会などに対する支援

甲府市内の自治会や町内会をはじめとする一定の地区において、景観まちづくりの気運が高まり、（仮称）景観まちづくり研究会などの組織が設立された場合には、甲府市は、（仮称）アドバイザーの派遣や予算の範囲内における財政的支援方策について検討します。

##### ③ 大学等との連携による（仮称）甲府景観研究会の設立

甲府市の大きな特徴である山梨大学等の学識者や研究室などの協力を得ながら、甲府市を研究対象とした調査・研究を促進するための組織として（仮称）甲府景観研究会を設立するとともに、市民や事業者などとも連携した景観まちづくりモデル事業などについても検討します。

## 2) 良好な景観形成を促進するための取り組みの展開

甲府市は、景観形成基本計画に示した良好な景観形成を促進するための取り組みとして、市民や事業者、大学をはじめとする専門家の協力と連携のもと、段階的に、次のような取り組みを行うことを想定しています。

### ① 景観シンポジウム・パネルディスカッション等の開催

甲府市に精通する大学等の学識者や建築・色彩・まちづくりなどに係わる専門的知識を有する方、花いっぱい、緑いっぱい運動や環境美化活動など、景観に関連する取り組みを実施している市民・団体などにより、市民や事業者を対象とした景観シンポジウムやパネルディスカッション等を開催します。

甲府市の景観まちづくりを具体化するための身近な取り組みや先進的な他都市の事例紹介など、多くの市民や事業者が興味を持てる内容を検討します。

### ② 甲府のベストビューポイント・ベストビュールート等の募集

甲府市から見てすぐれた眺望景観が得られる眺望地点（ビューポイント）や、眺望景観のすぐれた道路等のルートを市民などから公募し、ベストビューポイント・ベストビュールートなどとして選定し、啓発するなどの取り組みを検討します。

### ③ 景観表彰制度などの検討

甲府市の良好な景観を形成するために貢献している花いっぱい運動をはじめとする市民や事業者等による取り組みなどを、「もてなし景観賞」や「ふるさと景観賞」などとして表彰する顕彰制度などを検討します。

## 3) 景観まちづくりに関する各種制度の活用

甲府市では、本計画に示した景観形成基本方針に示した4つの基本方針や、5つの景観特性ゾーンごとの景観形成方針などを実現するために、市民や事業者などの理解と協力のもと、甲府市がこれまで運用してきた各種制度を引き続き活用し、適切な運用を図ります。

また、平成16年6月に、我が国初の景観に関する総合的な法律である景観法をはじめ、都市緑地法や屋外広告物法などの新たな法制度の導入も検討していきます。

### ① 良好な景観を保全・創出するための基本的な制度（その1）

制度名	根拠法令	概要
景観計画区域	景観法	地区の景観を保全・形成するために、地元意向を把握しながら、一定の区域を定め、ルールづくりをした上で、届出・勧告を基本とした景観の規制・誘導を図る。
景観地区	都市計画法 景観法	より積極的に良好な景観形成を図るために、一定の区域を定め、ルールづくりをした上で、都市計画法に基づいて都市計画決定する。この地区内で建築行為などを行う場合には、景観法に基づいて市の認定を受けることが必要です。

① 良好な景観を保全・創出するための基本的な制度（その2）

制度名	根拠法令	概要
景観協定	景観法	景観計画区域内の一定の地区の土地所有者等の全員の合意により、良好な景観形成を図るために、ルールづくり（約束ごと）をした上で協定を結び、市の認可を受ける制度です。

② 自然景観や自然環境を保全・創出するための制度（その1）

制度名	根拠法令	概要
秩父多摩甲斐国立公園（特別保護地区／特別地域／普通地域）	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するために、工作物の新築・改築、樹木の伐採、広告物の設置、土石の採取などを行う場合には、許可又は届出が必要です。
保安林	森林法	保安林に指定された樹林地で、土石の採掘、土地の形質の変更、樹木の伐採などを行う場合には、知事の許可や届出が必要な制度です。
地域森林計画対象民有林（林地開発許可）	森林法	地域森林計画対象民有林に指定された樹林地で、土石の採掘、土地の形質の変更、樹木の伐採などを行う場合には、知事や市長の許可や届出が必要な制度です。
河川区域 河川保全区域	河川法	甲府市を流れる河川について、河川区域・河川保全区域に指定された区域内で工作物の新築、改築、土地の形質の変更や樹木の伐採などを行う場合には、河川管理者（国・県・市）の許可が必要な制度です。
風致地区	都市計画法	荒川周辺や愛宕山周辺など、風致地区に指定された地区で、建築物の新築・改築や建築物の色彩の変更、宅地の造成、樹木の伐採、廃棄物などの堆積などを行う場合には、市長の許可が必要な制度です。
特別緑地保全地区 緑地保全地域	都市緑地法	甲府市では、指定された地区はありませんが、このような地区や地域に指定された樹林地で、建築物の新築・改築や土地の形質の変更、樹木の伐採などを行う場合には、知事の許可や届出が必要な制度です。
緑地協定	都市緑地法	積極的に緑地の保全や創出を図るために、一定の地区の土地の所有者等の全員の合意により、保全又は植栽する樹木等の種類や垣・さくの構造などについてルールづくり（約束ごと）をした上で協定を結び、市長の認可を得る制度です。

② 自然景観や自然環境を保全・創出するための制度（その2）

制度名	根拠法令	概要
名勝／天然記念物	文化財保護法／ 甲府市文化財保護条例等	御岳昇仙峡のような鑑賞上価値の高い景勝地や風景地、学術上価値の高い樹木などを、名勝や天然記念物として指定し、保護・保全していく制度です。
景観重要樹木制度	景観法	文化財保護法の天然記念物の指定制度は、学術上価値の高い樹木などを指定し、保護していますが、この制度では、必ずしも学術的な価値のある樹木を指定するのではなく、身近な地域でシンボルとなっているような樹木を指定することができます。
保存樹林地／保存樹	甲府市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例	甲府市の良好な都市の環境を確保し、美観風致を維持するために、樹木又は樹木の集団（樹林地）を保存樹木等に指定し、保全する制度です。
生垣設置奨励制度	甲府市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例	甲府市における安全で緑豊かなまちづくりを推進するために、生け垣づくりを奨励し、ブロック塀などを生け垣などに改造する市民に対して経費の一部を助成する制度です。

③ 農地や果樹園などの田園景観や田園環境を保全・創出するための制度

制度名	根拠法令	概要
農地を農地以外の用途に変更する場合の制限	農地法	農地や採草放牧地をこれら以外の用途に変更したり、所有権等を移転する場合には、知事や農業委員会の届出・許可が必要な制度です。
農業振興地域農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の農用地区域に指定された区域内で宅地の造成、建築物・工作物の新築、土地の形質の変更などを行う場合には、国・県の許可等が必要な制度です。

④ 屋外広告物の規制・誘導を図るための制度

制度名	根拠法令	概要
屋外広告物の禁止地域／許可地域制度	山梨県屋外広告物条例	屋外広告物の設置・掲出について、禁止する地域や許可が必要な地域を定め、広告物の形態について、表示面積や高さ、色彩、禁止される事項などが定められた制度です。
広告物協定地区／広告物活用地区／景観保全型広告整備地区	屋外広告物法	特に良好な景観を保全・創出する地区を指定し、その地区内における屋外広告物の設置について、位置・形状・面積・色彩・意匠などについてルールを定める制度です。

⑤ 一定の地区内の建築物等の規制・誘導を図るための制度

制度名	根拠法令	概要
地区計画	都市計画法	住宅地などの一定の地区の市民等の合意形成を図り、建築物の用途・形態・意匠等に関する制限をきめ細かに定めるとともに、道路・公園等の公共施設の配置及び規模等についても、総合的・一体的に計画する制度です。
建築協定	建築基準法	住宅地などの一定の地区の土地の所有者等の全員の合意により、建築基準法等で定められた建築物に対する最低限度の基準に一定の上乗せ基準を設け、市長の認可を受けた上で、土地の所有者相互間で互いに守り合いながら、地区の環境を保全・創出する制度です。
高度地区	都市計画法	用途地域内で市街地の環境を維持し、土地利用の増進を図るために、建築物の高さの最高限度や最低限度を定める地区のことで、この地区内の建築物の高さは、都市計画で定められた内容に適合しなければなりません。

⑥ 歴史的な建造物等を保全するための制度

制度名	根拠法令	概要
史跡／重要文化財	文化財保護法／甲府市文化財保護条例等	甲府城跡のような我が国にとって歴史上又は学術上価値の高い遺跡類や建造物を、史跡や重要文化財などとして指定し、保護・保全していく制度です。
景観重要建造物制度	景観法	文化財保護法の重要文化財などの指定制度は、歴史的に貴重な建造物などを指定し、保護していますが、この制度では、必ずしも歴史的な建造物を指定するのではなく、身近な地域でシンボルとなっているような建造物を指定することができます。
文化的景観	文化財保護法	地域における人々の生活又は生業、地域の風土により形成された景観地（農耕と居住のあり方や自然と共生する生活環境等）など、日々の生活に根ざした身近な景観地を文化財として指定し、保護する制度です。
文化財登録制度	文化財保護法	甲府法人会館や山梨大学赤レンガ倉庫、旧上九一色郵便局などの歴史的建造物は、文化財保護法の文化財登録制度により登録されています。従来の重要文化財の指定よりも緩やかな規制が行われます。

#### 4) 今後の具体的な取り組みイメージ

甲府市では、甲府市景観形成基本計画を実現し、良好な景観形成を図るために、市民や事業者、大学等の学識者や専門家などとの連携のもと、段階的に次のような取り組みを展開することを想定します。

◆表－今後の具体的な取り組みイメージ

	主な取り組み事項
甲府市全体における 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○甲府市景観形成基本計画の説明会・懇談会の開催</li> <li>○甲府市景観形成基本計画等の普及啓発</li> <li>○景観シンポジウム・パネルディスカッション等の開催</li> <li>○甲府のベストビューポイント・ベストビュールート等の募集等</li> </ul>
各景観特性ゾーン内の 一定の地区における 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○先導的に景観形成を図るべき地区や地元要望が強い地区、緊急性の高い地区などにおける個別協議「(仮称) 景観まちづくり研究会」の開催</li> <li>○甲府市景観形成基本計画の景観特性ゾーンごとに示された景観形成方針を基本に、各地区の景観形成方針や、届出対象行為、行為の制限事項(景観形成基準)などの検討</li> <li>○合意形成が図られた地区は、順次、景観法の景観計画や地区の景観条例(景観法委任条例等)の検討等</li> </ul>
景観法等を活用した 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○これまで運用してきた景観に関連する法制度の継続的な運用</li> <li>○甲府市が主体的な判断で景観法等を運用するために、山梨県と協議の上、景観行政団体への移行</li> <li>○基本理念や市民・事業者・市の責務、大規模行為の届出制度などを盛り込んだ(仮称)甲府市景観条例の制定(自主条例)・運用</li> <li>○大規模行為の届出制度等の運用</li> <li>○合意形成が図られた地区は、地区別の景観計画及び地区別の景観条例(景観法委任条例)の制定、景観地区等の運用</li> <li>○(仮称)甲府市屋外広告物条例等の検討等</li> </ul>
活動支援の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○甲府市の景観形成を専門的な立場から総合的に検討する(仮称)甲府市景観アドバイザー会議の設置</li> <li>○地区の景観まちづくり研究会などに対する支援</li> <li>○景観表彰制度などの検討等</li> </ul>

